



聴覚に障害のある子どもへの指導・支援

音楽の授業について

補聴器や人工内耳という機器は、微妙な音色の違いを再生することが難しいため、音そのものの特徴を表す**音色**、音のつながりが形作る**旋律**、**音の重なり**、**和音のきき取りは困難**です。こうしたことから、歌唱の音程をとらえられず、音楽の授業では高低差のない一本調子の表現になることが多いようです。

◆予想される困難さ



①歌唱について

- ・音階の識別が難しく、音程を正確に取れないことがある。また、メロディやリズムに合わせる 것이 難しいことがある。
- ・みんながどこを歌っているのか分からない。また、ピアノの音をきいて自分の音程を確認することが難しく、歌をきいて覚えることが難しい。

②楽器演奏について

- ・演奏をきいて覚えることが難しいことがある。
- ・合奏練習では、いろいろな音がかなりの音量で入るため、うるさいと感ずることがある。
- ・自分の演奏している音や、メロディをきいて演奏している音が分かりづらいことがある。

③鑑賞について

- ・座席の位置によって音のきこえ方が変わることや、音色の感じ方が違うことがある。

◆考えられる配慮や工夫

《座席位置の配慮》

- ・教師の表情や口元など、顔が見える座席位置にする。
- ・集会や体育館での発表など、広い場所での活動では、話し手や指揮者が見える位置につく配慮をする。
- ・ピアノを弾きながら指示を出したり、黒板に板書しながら話したりすることはしない。

《視覚的な手がかりや合図などの活用》

- ・話の内容や演奏箇所が分かりやすいように、板書やプリントなどの視覚的な手がかりを活用する。
- ・音の出だしがわかりやすいように、合図を決めておく。

《学習活動の設定の工夫》

- ・ほかの児童生徒が演奏している中では、自分が出している楽器の音との区別が困難な場合がある。そのため、個別に練習できるような場を設ける。
- ・合奏の分担では、例えば、打楽器など、比較的きき取りやすく、目で見てわかりやすい楽器など（個によってきき取りやすい音は変わる。）、児童生徒にわかりやすく自信をもって取り組めるものを選ばせる。

《心理的な側面への配慮》

- ・歌唱や合奏など、音が外れたりすることに対する周囲からのからかいなどがないような雰囲気作りに配慮する。（例：歌唱テストの場合は個別で対応する。数人一緒に歌う方法にし、不安感を軽減して歌うことができるようにする。） 参考文献：文部科学省 令和3年3月「聴覚障害のある児童のための音楽指導資料」から